



2021年11月5日

各 位

会社名 株式会社セブン銀行
代表者名 代表取締役社長 舟竹 泰昭
(コード番号：8410 東証第一部)
問合せ先 専務執行役員企画部長 河田 久尚
(TEL：03-3211-3041)

業績連動型株式報酬制度の当社一部従業員への対象拡大に関するお知らせ

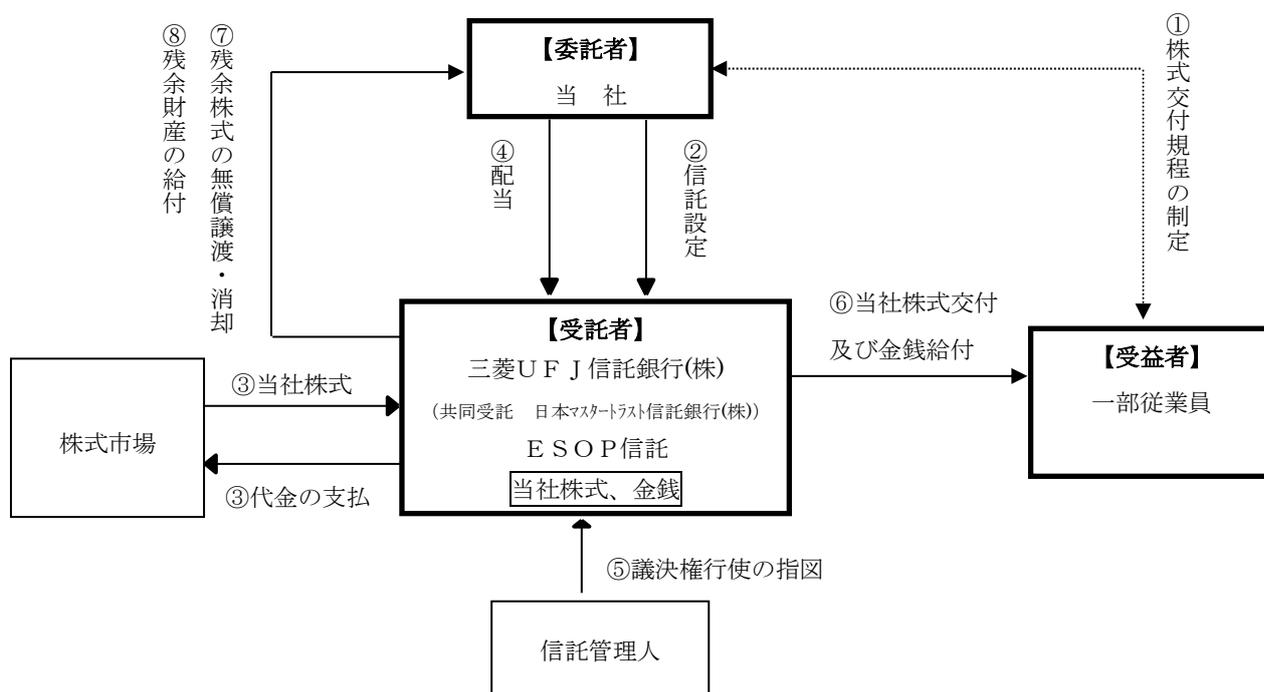
当社は、本日開催の取締役会において、当社の執行役員（海外居住者を除く。）に対して導入している業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の対象を当社の一部従業員（海外居住者を除く。以下同じ。）に拡大することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の対象拡大について

- (1) 当社は、執行役員と同様に一部従業員についても、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気をより一層高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ株主との利害を共有するインセンティブ・プランである本制度の対象に含めることとします。
- (2) 本制度としては、株式付与E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下「E S O P信託」という。）と称される仕組みを採用しております。E S O P信託とは、米国のE S O P制度を参考にしたインセンティブ・プランであり、従業員の社員等級及び業績達成度等に応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を退職時に交付及び給付（以下「交付等」という。）するものです。

2. 本制度の仕組み



- ① 当社は、取締役会決議等の必要な手続を経て本制度に係る株式交付規程を制定します。
 - ② 当社は信託契約に基づき既に執行役員を対象として設定している信託に金銭を追加拠出します(※1)。
 - ③ 受託者は、信託管理人の指図に従い、②で追加拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場から追加で取得します。
 - ④ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
 - ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間(※2)を通じ、信託管理人の指図に従って議決権を行使します。
 - ⑥ 退職等の受益者要件を満たした従業員は、信託期間中に、株式交付規程に従い、本信託から当社株式等の交付等を受けます。
 - ⑦ 信託期間中の業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び本信託への追加拠出を行うことにより、本制度又はこれと同種のインセンティブ・プランとして本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
 - ⑧ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び受益者たる従業員と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。
- (※1) 既に執行役員を対象として設定しているESOOP信託(以下「既設定ESOOP信託」という。)を活用します。
- (※2) 既設定ESOOP信託の信託期間を指し、2023年8月31日までの期間とします。

(注) 信託期間中、本信託内の株式数が受益者要件を満たした従業員に対する交付等株式数が不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|-----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 一部従業員に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤受益者 | 一部従業員のうち退職等の受益者要件を充足する者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦信託契約日 | 2017年8月7日（2021年11月25日付で変更予定） |
| ⑧信託の期間 | 2017年8月7日～2023年8月31日 |
| ⑨議決権行使 | 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。 |
| ⑩取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑪追加信託金の金額 | 1.0億円（予定）（信託報酬及び信託費用を含む） |
| ⑫株式の取得時期 | 2021年12月3日（予定）～2021年12月10日（予定） |
| ⑬株式の取得方法 | 株式市場から取得 |
| ⑭帰属権利者 | 当社 |
| ⑮残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあるものとします。

以 上